

## ○厚木愛甲環境施設組合監査事務処理規程

(平成16年6月28日  
監査委員告示第1号)

改正 平成19年4月1日 監査委員告示第1号

(趣旨)

**第1条** 監査委員の行う監査、検査、審査(以下「監査等」という。)及び意見の提出については、この規程の定めるところにより、その事務を処理するものとする。

(目標)

**第2条** 監査等を行うに当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条第3項に規定する事務の執行及び事業の管理が、法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則ってなされているかに、特に意を用いなければならない。

2 監査等を行うに当たっては、対象とする事務の執行及び事業の管理が法令、条例、規則等に準拠して行われているかどうかを確認しなければならない。

(秘密保持)

**第3条** 監査等に当たり、職務上知り得た秘密は、これを他に漏らしてはならない。

(種別)

**第4条** 監査等は、次の種別に分けて行うものとする。

- (1) 定期監査 法第199条第4項の規定に基づき、組合の財務に関する事務の執行及び組合の経営に係る事業の管理について、毎年度年間計画に定める期日に実施するもの
- (2) 随時監査 法第199条第5項の規定に基づき、組合の財務に関する事務の執行及び組合の経営に係る事業の管理について、必要があると認めるときに実施するもの
- (3) 例月出納検査 法第235条の2第1項の規定に基づき、組合の現金の出納について、毎月実施するもの
- (4) 管理者の要求監査 法第199条第6項の規定に基づき、管理者の要求があったときに実施するもの
- (5) 決算審査 法第233条第2項の規定に基づき、管理者から決算及び付属資料の

審査を求められたときに実施するもの

- (6) 賠償責任監査 法第243条の2第3項の規定に基づき、組合の職員が組合に損害を与えたと認めて、管理者の要求があったときに実施するもの
- (7) その他の監査 法第98条第2項、法第199条第2項、法第235条の2第2項及び法第242条第1項の規定に基づき、各請求者から請求されたときに実施するもの。並びに、その他必要と認められる監査

(監査委員の職務等)

**第5条** 監査委員は、地方自治法施行令第168条の4第3項の規定により、指定金融機関に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めるものとする。

(公印)

**第6条** 監査委員及び代表監査委員の公印は、別表のとおりとする。

- 2 前項の公印は、書記が保管する。

(監査計画の作成)

**第7条** 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、年間計画及び実施計画を作成する。

- 2 年間計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別実施予定時期
- (3) その他監査等の実施について必要と認める事項

- 3 実施計画は、監査等の種類別に次に掲げる事項について定める。

- (1) 監査等の対象事務等
- (2) 監査等の対象期間
- (3) 監査等の日程
- (4) 監査等の着眼点
- (5) その他監査等の実施上必要と認める事項

(監査等の基準)

**第8条** 前条の実施計画において定める監査実施上の基準等については、別に定める。

(監査等の通知)

**第9条** 監査等を実施するに当たっては、特別の場合を除き、管理者に対し、監査等の種類、期日等をあらかじめ通知する。

（資料要求）

**第10条** 監査等を実施するに当たっては、あらかじめ項目及び様式を定めて監査等に  
必要な資料の提出を求める。ただし、緊急を要するとき又は監査等の目的によりこ  
れを行わないことができる。

（書記の職務等）

**第11条** 監査等を実施する場合は、書記をして第7条第3項に規定する実施計画によ  
り準備調査を行わせるものとする。

2 書記は、準備調査が終了したときは、その結果を監査委員に報告しなければなら  
ない。

（監査等の講評）

**第12条** 監査等の結果は、関係責任者に講評し、必要があると認めるときは、これに  
対する弁明又は意見を聴取する。

（報告の提出及び公表）

**第13条** 監査等が終了したときは、速やかに結果に関する報告の提出、公表等所定の  
手続を行わなければならない。

2 公表は、厚木愛甲環境施設組合条例等の公布に関する条例（平成16年厚木愛甲環  
境施設組合条例第1号）の規定を準用して行う。

（意見の提出）

**第14条** 監査の結果、必要があると認めるときは、法第199条第10項の規定により、  
監査の結果に関する報告に添えて組合の組織及び運営の合理化に資するための意見  
を提出する。

（措置状況報告）

**第15条** 監査等の結果、指摘した事項又は表明した意見については、管理者から適時  
措置状況報告を求めるものとする。

2 前項の措置状況報告は、これを公表する。この場合において、第13条第2項の規  
定を準用する。

**附 則**

この告示は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成19年4月1日監査委員告示第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

公印の名称	形式	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	印材	個数	ひな形
厚木愛甲環境施設組合監査委員之印	1	てん書	方 21	委員名をもつてする文書	木印	1	厚木愛甲環境施設組合監査委員之印
厚木愛甲環境施設組合代表監査委員之印	2	てん書	方 20	代表監査委員名をもつてする文書	木印	1	厚木愛甲環境施設組合代表監査委員之印